

避難所用断熱シートの提供及び災害時応急活動等の協力に関する協定

千葉市（以下「甲」という。）と千葉市中央塗装協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、乙からの甲に対し、避難所等で断熱シートとして使用する無架橋高発泡ポリエチレンシート（以下「断熱シート」という。）の提供及び千葉市内で災害が発生し又は発生する恐れがある場合の乙の応急活動等について必要な事項を定めるものとする。

（断熱シートの納入）

第2条 乙は、別表1及び2に定めるところにより、断熱シート及びその張付けに必要な養生テープを甲の指定する場所に納入するものとする。

2 前項の規定により納入された物品の所有権は、甲に移転する。

（品質保持）

第3条 乙は、定期点検の実施等により、断熱シートの劣化を覚知した場合は、別表1に定める種類の同等品と交換するものとする。

（応急活動）

第4条 乙は、千葉市内で災害が発生し又は発生する恐れがある場合で、甲の要請を受けた場合には、可能な限り応急活動に従事する。

2 応急活動の内容は、避難所等での断熱シートの張付け作業、浸水等による泥土の洗浄作業及び甲乙が別に協議し定めた作業とする。

（応急活動の要請手続）

第5条 前条第1項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって行い、事後速やかに文書を提出する。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく要請及び相手方への回答を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、本協定の有効期限の途中において内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

(費用負担等)

第7条 第2条第1項の納入、第3条の品質保持及び第4条第1項の応急活動に必要な費用は、乙が負担する。

2 第4条第1項の応急活動に必要な機材は乙が用意し、甲は必要に応じ機材の確保に協力する。

(円滑な運用)

第8条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うとともに相互連携を図るための訓練を定期的に行うものとする。

(災害補償)

第9条 第3条第1項の規定により、応急活動に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときのその者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、千葉県消防団員等公務災害補償条例（昭和41年千葉県条例第26号）の定めるところによる。

(履行義務の免除)

第10条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年11月2日

(別表1) 断熱シートの基本仕様／1ロール

厚さ (mm)	幅 (mm)	長さ (m)
3.0	1,200	50

(別表2) 納入場所一覧

納入場所 (※2)		納入数
区名	備蓄倉庫名	断熱シート
中央区	消防局倉庫	8ロール
	フクダ電子アリーナ	24ロール
花見川区	犢橋小学校	4ロール
	横戸小学校	4ロール
	幕張小学校	4ロール
	花見川第二小学校	4ロール
	花見川第三小学校	4ロール
	朝日ヶ丘小学校	4ロール
	未定	8ロール
稲毛区	稲毛消防署	12ロール
	都賀小学校	8ロール
	緑町小学校	4ロール
	千草台小学校	8ロール
若葉区	未定	32ロール
緑区	土気市民センター	4ロール
	越智小学校	8ロール
	未定	20ロール
美浜区	美浜消防署	8ロール
	幸町第四小学校	8ロール
	高浜第一小学校	8ロール
	稲浜小学校	8ロール
計		192ロール

※1 養生テープは、ロール数等に応じ必要数を納入すること。

※2 納入場所については、各区において指定した倉庫とする。但し、未定の箇所については、各倉庫の備蓄状況を調整することにより、順次納入することとする。なお、備蓄状況の調整段階において災害が発生した場合には、甲からの要請により、甲が指定する場所へ納入するものとする。